

集合住宅水道料金等「アパート計算」のご案内（1か月計算）

「アパート計算」とは、マンションなどの集合住宅（各室に給水設備のない寮などを除きます。）を対象として、専ら家事用に水道を使用する複数の世帯が、各戸均等に水道を使用したものとみなして、料金計算する方法です。

これは、集合住宅以外の一般家庭との料金負担の均衡を図るための制度で、一つの建物に店舗、事務所などがある場合でも住宅部分を対象として戸数に応じて適用されます。

1 対 象

専用集合住宅と併用集合住宅が対象となります。

専用集合住宅（アパート計算1種）	併用集合住宅（アパート計算2種）
住宅部分（専ら家事用に水道を使用する世帯が2戸以上）のみの集合住宅です。 ※以下の場合対象外です。 ・2戸以上入居していない場合 ・共用の食堂・風呂・トイレ等を有する建物（寮・病院等）	一つの建物に、住宅部分（専ら家事用に水道を使用する世帯が2戸以上）と非住宅部分（店舗・事務所など）がある集合住宅です。 ※住宅部分は、専用集合住宅と同様

2 料 金 の 計 算 方 法（裏面の計算例をご覧ください）

専用集合住宅と併用集合住宅の区分で料金の計算方法が異なります。

専用集合住宅（アパート計算1種）	併用集合住宅（アパート計算2種）
◆ 基本料金 建物に設置されている給水管の口径に関係なく、居住する各世帯に13mmの給水管が設置されているとみなし、各戸ごとに税込み638円（1か月）で計算します。 ◆ 従量料金 水道局のメーターで計量した水量（建物全体の水量）を各戸が均等に使用したものとみなし、給水管の口径25mm以下の段階区分の単価で計算します。	◆ 基本料金 ① 住宅部分の基本料金相当額は、専用集合住宅の計算方法に準じて計算します。 ② 非住宅部分の基本料金相当額は、水道局のメーターの口径に応じて計算します。 ◆ 従量料金 水道局のメーターで計量した水量は、世帯数×1.4m ³ （注）までを住宅部分で、それを超える水量は非住宅部分で使用したものと計算します。 ① 住宅部分の従量料金は、専用集合住宅の計算方法に準じて計算します。 ② 非住宅部分の従量料金は、水道局のメーターの口径に応じた段階区分の単価で計算します。 （注）仙台市水道使用統計・一般家庭1か月の平均使用水量 ※非住宅部分は、実際の戸数に関わりなく1戸として計算します。

3 料 金 納 入

- （1）毎月一括請求いたしますので、従来どおりの納入方法によってお支払いください。
- （2）この制度は、水道局が各戸に料金を請求するものではありません。
- （3）各戸の料金配分および支払いについて、料金算定方法を各使用者にお知らせのうえで適切に処理してください。

4 申 請 方 法 及 び 変 更 の 届 出（この制度の適用にはお客さまからの申請が必要です。）

- （1）総代人、使用者（契約者）または料金支払者が申請してください。
- （2）適用後に住宅部分の世帯数の増減、または総代人の変更があった場合は、届出が必要になります。
- （3）申請方法につきましては、仙台市水道局ホームページ（<https://www.suidou.city.sendai.jp/>）をご覧ください。

5 下 水 道 使 用 の 場 合

下水道をご使用の場合は、裏面の計算例のとおり下水道使用料が加算されます。

6 お 問 い 合 わ せ 先 仙台市水道局 営業課 料金収納係 電話 022-304-0157

「アパート計算」例（1か月計算）



消費税 10%を
含んだ計算です

【専用集合住宅(アパート計算 1種)】

住宅戸数（入居世帯数）が 24 戸、水道局のメーターによる計量水量（1か月分）が 519 m³の場合

● 水道料金

基本料金（給水管の口径に関係なく、口径 13mm の料金）	24 戸	×	638.00 円	=	15,312.00 円
従量料金 1 m ³ - 10 m ³	10 m ³ × 24 戸	=	240 m ³	×	88.00 円
11 m ³ - 20 m ³	10 m ³ × 24 戸	=	240 m ³	×	203.50 円
21 m ³ - 50 m ³	(519 m ³ - 480 m ³)	=	39 m ³	×	225.50 円
合 計	519 m ³				94,066.50 円

◎ 合計額である 94,066.50 円から 1 円未満の端数を切り捨てた額が、1 か月の水道料金となります。----- **94,066 円**

● 下水道使用料

基本使用料（10 m ³ まで 773.30 円）	24 戸 (240 m ³)	×	773.30 円	=	18,559.20 円
超過使用料 11 m ³ - 20 m ³	10 m ³ × 24 戸	=	240 m ³	×	114.40 円
21 m ³ - 50 m ³	(519 m ³ - 480 m ³)	=	39 m ³	×	150.70 円
合 計	519 m ³				51,892.50 円

◎ 合計額である 51,892.50 円から 1 円未満の端数を切り捨てた額が、1 か月の下水道使用料となります。--- **51,892 円**

【併用集合住宅(アパート計算 2種)】

住宅戸数（入居世帯数）が 24 戸、店舗や事務所等非住宅部分（未入居を含む）が 1 戸以上、水道局のメーター口径が 40mm で計量水量（1か月分）が 519 m³の場合

● 水道料金

○ 住宅部分（14 m³に戸数を乗じて得た水量までは、住宅部分で使用したものとして計算します。）

基本料金（給水管の口径に関係なく、口径 13mm の料金）	24 戸	×	638.00 円	=	15,312.00 円
従量料金 1 m ³ - 10 m ³	10 m ³ × 24 戸	=	240 m ³	×	88.00 円
11 m ³ - 14 m ³	4 m ³ × 24 戸	=	96 m ³	×	203.50 円
合 計	336 m ³				55,968.00 円

○ 非住宅部分（戸数に関わりなく、1 戸として計算します）

基本料金（口径 40mm）	1 戸	×	5,830.00 円	=	5,830.00 円
従量料金 1 m ³ - 50 m ³	50 m ³	×	225.50 円	=	11,275.00 円
51 m ³ - 100 m ³	50 m ³	×	264.00 円	=	13,200.00 円
101 m ³ - 183 m ³	(519 m ³ - 336 m ³ - 100 m ³)	=	83 m ³	×	302.50 円
合 計	183 m ³				55,412.50 円

◎ 住宅部分と非住宅部分の合計額から 1 円未満の端数を切り捨てた額が、1 か月の水道料金となります。

55,968.00 + 55,412.50 = 111,380.50 ----- **111,380 円**

● 下水道使用料

○ 住宅部分

基本使用料（10 m ³ まで 773.30 円）	24 戸 (240 m ³)	×	773.30 円	=	18,559.20 円
超過使用料 11 m ³ - 14 m ³	4 m ³ × 24 戸	=	96 m ³	×	114.40 円
合 計	336 m ³				29,541.60 円

○ 非住宅部分（戸数に関わりなく、1 戸として計算します）

基本使用料（10 m ³ まで 773.30 円）	1 戸 (10 m ³)	×	773.30 円	=	773.30 円
超過使用料 11 m ³ - 20 m ³	10 m ³	×	114.40 円	=	1,144.00 円
21 m ³ - 50 m ³	30 m ³	×	150.70 円	=	4,521.00 円
51 m ³ - 100 m ³	50 m ³	×	247.50 円	=	12,375.00 円
101 m ³ - 183 m ³	(519 m ³ - 336 m ³ - 100 m ³)	=	83 m ³	×	301.40 円
合 計	183 m ³				43,829.50 円

◎ 住宅部分と非住宅部分の合計額から 1 円未満の端数を切り捨てた額が、1 か月の下水道使用料となります。

29,541.60 + 43,829.50 = 73,371.10 ----- **73,371 円**